

和光市

育成一時保育事業利用案内

初めてのご利用の際は、必ず事前に保育センターにお電話ください。



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」「さつきちゃん」

保育サポート課（市役所4階）

TEL：048-424-9130（直通）

保育センター（みなみ保育園2階）

TEL：048-483-4407

令和8年7月1日から市役所、保育センターの開庁時間・電話受付時間が「9時から16時30分まで」と変更になります。

1 事業内容

概要	発達・発育の遅れに心配のあるお子様を持つ方の、家庭保育に伴う心理的・肉体的負担の軽減、リフレッシュのために一時的に預かる事業です。										
対象児童	以下の全てに該当していること。 <u>（原則、一時保育との併用はできません。）</u> ① 市内在住（利用開始時点で和光市転入していれば可）の就学前児童 ② 認可施設に在園していないこと ③ 知能・社会性・運動機能等の発達の遅れの心配がある児童で、通所できること ④ 集団生活が可能で、医療的ケアが必要ないこと ※感染症にかかり、治癒したうえでのご利用は、「意見書」（和光市が指定する様式）が必要となります。										
実施施設	ほんちよう保育園 住 所：和光市本町31-18 電話 番号：048-465-5200 ファックス：048-465-5887 受入 定員：1日3名	★ 対象児童の年齢と個々の状況に応じ、年齢別クラスを利用して保育します。									
利用時間 利用料金	開所日 月曜日～金曜日 （休業日：土日祝日、12/29～1/3、市長が特に必要と認める日） 利用時間・料金 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常利用</th> <th>延長利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間</td> <td>8：30～16：30</td> <td>16：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算</td> <td>30分につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※延長利用は、市長が特別な理由があると認めるときに限り利用できます。 なお、延長時間のみの利用はできません。 ※利用当日の送迎時、受付で利用台帳に利用時間をご記入いただきます。 その時間を基に利用料金を算定します。 ※生活保護世帯は利用料金がかかりません。事前にその旨をお知らせください。</p>			通常利用	延長利用	利用時間	8：30～16：30	16：30～17：00	料金	4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算	30分につき200円
	通常利用	延長利用									
利用時間	8：30～16：30	16：30～17：00									
料金	4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算	30分につき200円									
利用できる日数	1週間につき最大3日まで。1回の申込で1ヶ月分の予約可。 （1日の利用定員は3名までのため、調整させていただきます） ※例えば7/30（月）～8/3（金）のような月をまたぐ場合でも、1週間として扱います。										
申込の受付期間	利用希望日の1ヶ月前の月初日～同月10日まで 例：10/15に使いたい → 9/1～9/10受付 ※ 月初日が休業日にあたる場合はその翌日に受付。連休なら連休明け受付となります。 ※ 毎月10日までの申請を審査し予約を入れていきます（先着順ではありません）。 10日以降の申込は、空き状況により受け入れます。										
必要書類と申込先	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>初めての利用</th> <th>2回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要書類</td> <td> ・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネジャーの作成する支援計画 など） </td> <td>育成一時利用申込書</td> </tr> <tr> <td>申込先</td> <td> ・ ほんちよう保育園 ※事前に相談員または保育センターにご相談ください。 ・ 次別頁『3 育成一時保育 初回利用プロセス』をご覧ください。 </td> <td> 保育サポート課 （月～金 9:00～16:30） または ほんちよう保育園 （月～金 8:30～16:30） </td> </tr> </tbody> </table>			初めての利用	2回目以降	必要書類	・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネジャーの作成する支援計画 など）	育成一時利用申込書	申込先	・ ほんちよう保育園 ※事前に相談員または保育センターにご相談ください。 ・ 次別頁『3 育成一時保育 初回利用プロセス』をご覧ください。	保育サポート課 （月～金 9:00～16:30） または ほんちよう保育園 （月～金 8:30～16:30）
	初めての利用	2回目以降									
必要書類	・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネジャーの作成する支援計画 など）	育成一時利用申込書									
申込先	・ ほんちよう保育園 ※事前に相談員または保育センターにご相談ください。 ・ 次別頁『3 育成一時保育 初回利用プロセス』をご覧ください。	保育サポート課 （月～金 9:00～16:30） または ほんちよう保育園 （月～金 8:30～16:30）									

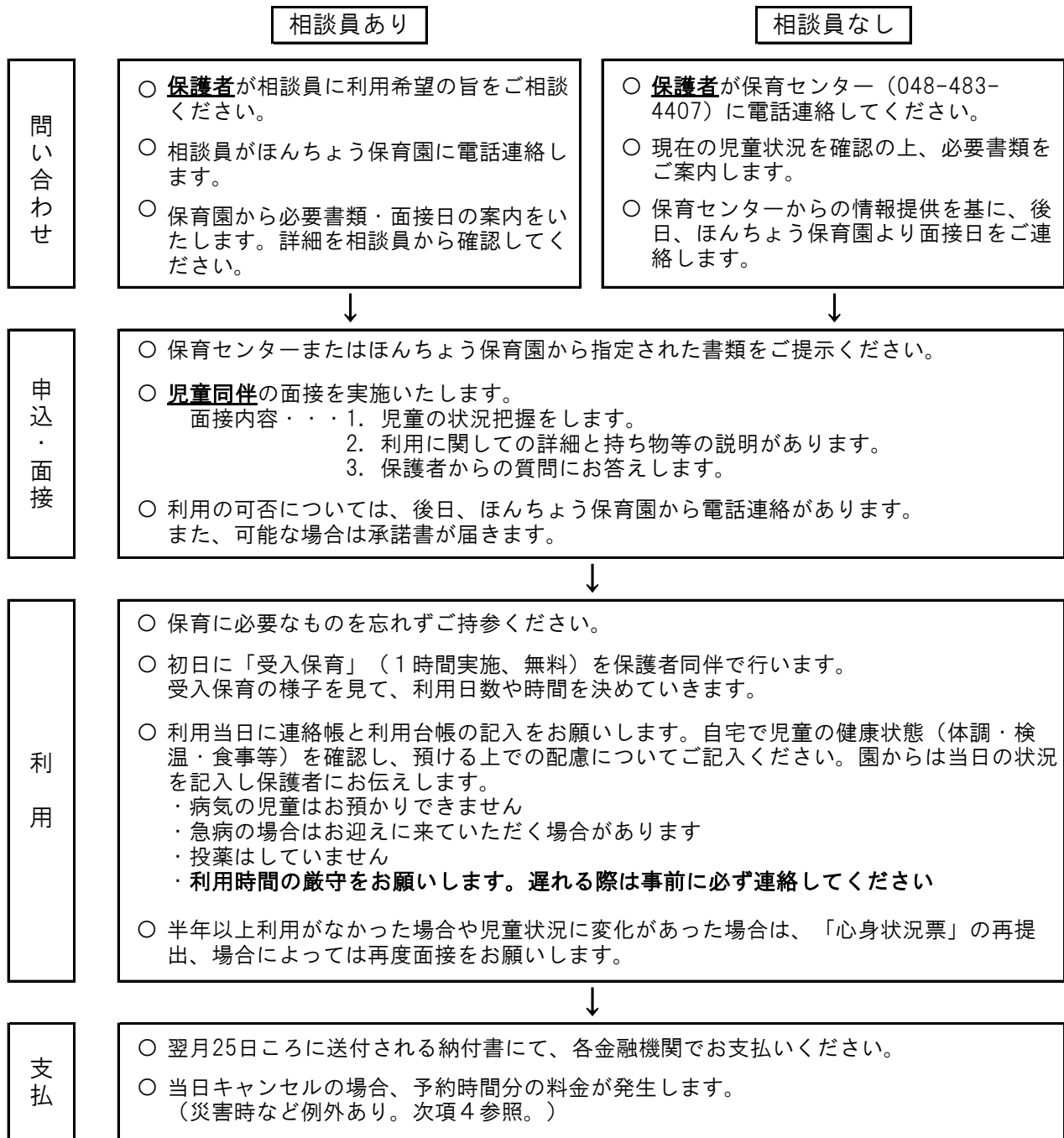


2 緊急時は・・・

傷病・看護等で緊急利用が必要な場合は前日申し込みも受け付けます（ただし、育成一時保育利用登録のある児童で、空き枠があった場合のみ）ので、ご相談ください。
 ただし、前日16：30までの受付となります。出産でのご利用は通常通りお申し込みください。

3 育成一時保育 初回利用プロセス

相談員（子育て世代包括支援センターのケアマネジャーまたは相談支援事業所の相談支援専門員）と相談しているかどうかによりプロセスが分かれます。



※ 2回目以降の利用申請は、相談員の有無に関わらず、保育サポート課でも受け付けます。

4 申請・予約の内容を変更またはキャンセルする場合

利用変更届をご提出ください。変更届が未提出の場合は、予約時間分の料金がかかります。なお、利用日当日の利用時間変更はできません。

- 提出期限 利用日前日の16:30まで
月曜日利用をキャンセルしたい場合は前週土曜日まで受付（ほんちよう保育園なら土曜開所しています）。利用日前日が休業日（土曜日除く）の場合はその前日まで。
- 提出先 ほんちよう保育園まで（保育サポート課では受け付けていません）
電話番号：048-465-5200
ファックス：048-465-5887
- その他 台風や大雪等の災害自然災害により登園が極めて困難な場合は、当日キャンセルでも利用料金は発生しません。
また、保育園で感染症が流行している場合は事前にお知らせしますので、利用の判断をお願いします。



一時保育事業が無償化の対象となる場合があります

【対象】

年齢	金額	要件
3歳児～5歳児	月額3.7万円まで無償	① 保育園・認定こども園等を利用していない児童 ② 保育の必要性の認定を受けた児童
0歳児～2歳児 (住民税非課税世帯)	月額4.2万円まで無償	

※1 認可外保育施設等を複数利用する場合も、月額上限額の範囲内で無償化対象となります。

※2 ②の認定は事前申請が必要です。和光市役所 保育サポート課へご相談ください。

※3 保育の必要性の認定基準は、認可保育所利用の基準と同様となります。

【無償化対象になる料金の区別】

以下は公設一時保育施設（みなみ・しらこ・ほんちょう育成）の無償化の一例です。利用料のうち、食事代は個人負担となります。民設施設は料金が異なるので、各施設へご確認ください。

料金区分	金額	対象の有無
利用料	1,000円（4時間利用）	無償化対象
	2,000円（8時間利用）	
食事代	200円/1回	無償化対象外（実費負担）

【請求に必要な書類】

- (1) 施設等利用費請求書
 - (2) 領収証（原本）
 - (3) 提供証明書（原本）
- } 利用した園からもらえる書類
(みなみ・しらこ・ほんちょう育成を利用した場合は不要)

【無償化となった場合の料金支払の流れ】

- ① まずは通常通り利用料を払う
- ② (民設施設のみ) 領収書・提供証明書を利用した施設に発行してもらう
- ③ 使った金額を市役所へ請求する（上限金額まで）

公設・民設に関わらず、書類作成方法等で不明な点があれば、市役所へご相談ください。

